

平成24年度 事業計画の概要

平成24年度から「公益財団法人全日本柔道連盟」としてスタートする予定であり、「国民の心身の健全な発達に寄与し、豊かな人間性を涵養する」という事業の公益性をさらに強く意識し、世界のトップを目指す選手の強化育成による柔道の普及発展はもちろんのこと、人間教育としての柔道の普及振興にも積極的に取り組む。

選手強化に関しては、今年は、7月にイギリスでロンドンオリンピックが開催される。これまで蓄えた力を十分に發揮してひとつでも多くの金メダルを獲得すべく、万全を期して選手強化の仕上げに取り組む。

一方で、将来を見据えた青少年の育成および指導者の養成・資質向上も重要な課題である。青少年育成においては、少年の柔道競技大会の充実や、「柔道教室」・「JUDO フェスタ」などの開催などにより、全国各地において青少年をターゲットとした柔道の普及振興に取り組み、底辺の拡充を図る。柔道指導者に関しては、安全性と基本を重視した「柔道指導者講習会」を全都道府県において開催してきており、平成25年度からの実施を目指す「公認柔道指導者資格制度」とあいまって、柔道指導者のさらなる資質向上を図る。また、平成24年度は、中学校武道必修化が完全実施されるが、実施していく中でも、たゆまず改善点を模索し、安全で魅力あふれる柔道授業の支援に努めていく。

登録人口の拡大に向けた取り組みとしては、幅広い層の会員登録の促進を図るとともに、「公認柔道指導者資格制度」に対応した「登録制度」への抜本的な見直しを検討していく。さらに、「生涯スポーツ」としての柔道の奨励、登録管理システムの効率化などを図り、各関係団体と協力しながら諸施策を実施し、登録会員の増大を図る。

運営組織体制面では、「公益財団法人」への円滑な移行を目指して財務諸条件の整理、内部機関の見直し等を検討してきており、新年度には、順次、関連規程類の新規作成等、新体制に即した組織体制を整備していく。特に財政面においては、公益財団法人としての、厳密で的確・適正な経理処理・財務管理と、この情報の開示を求められる。このため、中期的な事業計画に基づいて収支バランスのとれた均衡財政を図り、安定した基盤に立った、明朗性の高い運営を目指す。

大会関係では、本年より新しい運営体制の下に開催されるグランドスラム東京をはじめ、本連盟が主催主管する大会の充実した運営に取り組み、また「全柔連大会運営規程」の見直しを行い、各地で開催される全国大会などの充実・活性化を図っていく。

国際関係では、海外チームの受入や海外への指導者の派遣等により国際交流を促進するとともに、国際柔道連盟（IJF）や各国連盟との連携、交流を深めながら、柔道に関する情報収集、分析を行う一方、世界に対する日本の責務として柔道の正しい普及・発展に努める。

社会に貢献する取り組みとしては、昨年来、東日本大震災に関わる東北3県への支援を行ってきたが、引き続き、多面的な施策を講じていくこととする。

各専門委員会における事業計画の概要は以下のとおり。

1. 総務委員会関係事業

- (1) 指導者資格制度のスタートを初め、柔道を取り巻く環境は、大きく変革を遂げつつある。以前にも増して、幼年期から老年期までの幅広い層における柔道の振興を目的としなければならない。「少年柔道」、「生涯柔道」、あるいは「障害者柔道」といった充実すべき面をしっかりと見据えて、総合的な視点から諸事業を展開していく。
- (2) 柔道界を支える登録人口は、平成19年度に20万人を下回って以降、年々減少する厳しい状況にあり、昨年度についても減少傾向に歯止めをかけることができなかった。これを、真摯に受け止め、昨年度に引き続き登録人口の拡大に向けて、総合的な観点から企画・検討を行い、各加盟団体や各専門委員会と連携しながら、政策をより積極的に実施していく。
- (3) 登録手続きの効率化・簡素化を図り、全柔連、都道府県とも、容易に幅広くデータの活用・応用ができるものを、順次実施していく。
- (4) 新公益法人への移行を見据えて、今後のより健全な法人運営に向けて、事業および収支の中・長期計画を策定していくとともに、内部諸規程についての見直し、検討を重要課題とする。
- (5) 「全柔連障害補償・見舞金制度」においては、各都道府県との連携を取りながら、加入状況の把握、事故発生時の報告の義務化など、制度のよりよい推進を図る一方、懸案事項である、団体や指導者向けの「賠償責任保険制度」の導入のシミュレーションおよび可否について検討をする。

2. 大会事業委員会関係事業

- (1) 大会運営に関しては、11月末に国立代々木競技場で開催するグランドスラム東京をはじめ、本連盟が直接運営に当たる大会においては、本委員会の委員を中心に運営し、大会を成功に導く。また、全国を持ち回りで開催する大会には委員を派遣し、「全柔連大会運営規程」をもとにした運営指導を行い、大会運営基準の全国統一化を推し進める。
- (2) 大会企画に関しては、平成25年度以降の全国大会の日程および会場の調整を行うとともに、参加資格・競技規則などの整備を行う一方で、「全柔連大会運営規程」の見直しを行い、大会の充実・活性化を図っていく。

3. 広報委員会関係事業

- (1) 以下に関して、他専門委員会とも協力して、有効的かつ有機的な広報活動を行う。
- ① 柔道の普及・発展に資するもの。
 - ② 国際大会・国内重要大会における試合結果の迅速な報告
 - ③ 中学武道必修化および安全指導に関するもの。
 - ④ その他、必要事項
- (2) その最も大きなツールとして、公式ウェブサイト（ホームページ）がある。しかし、現在のウェブサイトは、運営やデータベース構築などに問題があるため、リニューアルを行う。これによって、スピーディーな情報更新、より充実した情報発信を行う。
- (3) 上記のホームページ以外に、以下のとおり、活動を行い、それらの一層の充実を図る。
- ① 「全柔連だより」および「柔道年鑑」を発行し、「柔道フェスタ」を開催する。
 - ② 機関紙である「全柔連だより」は、年3回の制作、発行を行う。登録会員への情報供

与を目的としており、内容の充実や読み易さなどを追求する。原稿謝金も検討をする。

- ③ 年次報告書ともなる「柔道年鑑平成23年度」の制作、発行を行う。柔道史における位置づけを考慮し、内容の充実を図る。
- ④ 柔道フェスタは、強化委員会と協力し、内容をより充実させ、全国一斉に5地区で開催する。柔道人口の底辺拡大のために、特に小学生を中心とした普及・振興を図る。
- ⑤ 新規な試みとして、全柔連概要パンフレットを作成・配布し、関係者に便宜、供与する。

4. 教育普及委員会関係事業

- (1) 柔道の指導の在り方、普及の現状などについて協議検討し共通理解を深めるとともに、柔道教室・指導者講習会を開催し、小・中学生、高校生への技術指導に加え指導者、保護者等へ安全な指導、体調管理などについての講習を行う。日本武道協議会との共催事業である地域社会柔道指導者研修会および地方青少年柔道練成大会、少年競技者育成事業等への講師派遣を行う。また、柔道教室等への派遣講師研修会、日体育協会公認指導員養成講習会などを実施する。これらを通して柔道の普及振興を図るとともに青少年の健全育成および指導者の資質向上に努める。さらに視覚障害者柔道への支援、中学校柔道への支援、キッズ柔道への観察・支援、障害のある方々の柔道についての現状調査などを行う。

5. 審判委員会関係事業

- (1) 審判員の養成に関しては、Aライセンス審判員研修会を始めとする10の講習会を開催し、Aライセンス審判員だけでなくB・Cライセンスも含めた審判員の技能向上に努めていく。さらに、Sライセンス審判員審査、Aライセンス審判員試験、および顧問審判員の審査を行い、審判員層の拡充を図っていく。
- (2) 国際審判員の養成に関しては、IJF・アジア柔道連盟（JUA）主催大会を始めとする各種国際大会へ審判員を派遣し、国際舞台で活躍できる審判員を養成するとともに、IJF審判員試験に受験者を派遣して国際審判員を充実させていく。
- (3) 大会においては、審判委員規定に基づいて審判委員を配置するとともに、主要大会では審判ケアシステムを活用しながら、審判の精度を高め大会を充実させていく。

6. 強化委員会関係事業

- (1) 7月にロンドンにおいてスポーツ界最大のイベントとなるオリンピックが開催される。このオリンピックにおけるメダル獲得が、今年度の最大目標である。
- (2) 昨年の世界選手権大会での結果を真摯に受けとめ、ロンドンオリンピックではより多くの金メダル獲得をすべく、万全を期し、選手強化に取り組む。
- (3) 2009年1月よりIJFがポイントランキングを開始し、オリンピック出場枠もランキングにより決定するため、候補選手を絞り込んで重点的な強化、派遣を行ってきた。これにより、各階級とも複数の選手がランキング上位に位置している。この中から5月に代表を選考し、国内での合宿により代表選手を本番に向けて仕上げていく。例年よりも短期間ではあるが、一本を取る柔道を変えることなく、組み手の多様化、得意技の充実、攻撃パターンの拡充を中心に、メンタル、栄養を含む体調管理も徹底させ、オリンピックへ向けた総合的な体勢を整えていく。

(4) また、将来を見据え、ジュニア、カデ選手育成として、効果的な国際大会派遣、国内外での合宿を充実させる。これらの一環として、今年度もジュニアブロック合宿を中・高生を対象で実施し、全柔連強化選手と都道府県推薦選手による合同練習による相乗効果を見込んでいる。時期は10月とし、全国5カ所（山形県・長野県・大阪府・広島県・熊本県）で実施する。

(5) この他、全日本ジュニアコーチを地方へ派遣、当該地区の中高生に対する強化指導を行なう合宿や練習会を実施し、底辺の拡大とレベルアップに努める。

7. 国際委員会関係事業

(1) 本年度は、イギリス・ロンドンにおいてオリンピックが開催される重要な年である。国際委員会としても、本大会の成功、また日本選手団がよりよい環境で大会に臨めるように情報収集・発信を行う。

(2) ロンドンオリンピック以降、IJFは審判規定や大会運営規定等に対して見直すことを検討している。日本としての、本来の正しい柔道を普及・発展させるべく積極的に発信、提言していくとともに、IJFと協議を重ねていく。

(3) 国際委員会では、年3回の本会議開催を予定している。また、各分科会も適宜行い、それぞれの分野での協議、対応策を講じる。

(4) IJF、JUA、東アジア柔道連盟との連携を深め、情報の収集、交換、意見の発信を行っていく。そのために、IJFの公式大会や、各種国際大会に役員を派遣し、側面的にサポートをしていく。

(5) 11月末にはグランドスラム東京や国際合宿が開催される。IJFや各国連盟、関係機関との緊密な連絡を取り、本大会の成功を期す。また、大会期間中の海外チームの受け入れ、IJF役員、各国連盟役員・コーチとの情報交換、国際交流等を充実させ、国際委員会としてより貢献していく。

(6) 7月のオリンピック前および11月末のグランドスラム東京前、大会後の国際合宿には、多くのナショナルチームが日本での練習を希望することが予想される。これらの受入事業に対して、各国連盟や関係機関と連携をとり受入体制を充実させるとともに、役員・コーチ、選手との人的交流を深めていく。

(7) 海外における講習会等の派遣事業に関して、指導者の人選や派遣事業の調整を行っていく。また、強化の派遣しない大会に関して、大学等への通知および斡旋等を行い、国際交流を促進する。

(8) インターネットや全柔連だより等を通じて世界に、柔道の動きや最新のニュースなどを発信していく。また、他委員会との連携を深め迅速な情報の共有を図る。

8. 医科学委員会関係事業

(1) 本年は中学武道必修化の元年であり、柔道の安全面からケガの防止、とくに重度外傷である頭部外傷、頸部外傷の発生のメカニズムの研究と防止対策、柔道指導者、柔道教育現場指導者、担当教員、柔道選手、生徒等に対する安全啓蒙活動を行う。また皮膚真菌症の予防に関しても、継続して研究・啓発を行う。

(2) 本年はオリンピック年であり、国際大会・合宿へのチームドクターの派遣をサポートし、

充実した選手の健康管理、傷害予防、アンチ・ドーピングの啓発等に努め、選手が最高のコンディションで試合に臨めるようサポートする。

(3) 例年同様に国内大会における救護ドクターの配置により、医科学的側面からの安全性の確保に努める。これに加えて現在、試合は国際柔道連盟試合審判規定で行われているが、多くの試合、とくに地方ではマットドクターなしで行われているのが現状であり、このような状況で事故が発生した場合、主催者側は裁判等においても不利な立場となる。安全面において、大会にドクターを配置することは社会的要請もあり、これに応えるため、地方における試合で参加できるスポーツドクターの確保を行う。

9. 特別委員会関係事業

9. - 1 指導者養成プロジェクト特別委員会関係事業

(1) 平成20年度から指導者のさらなる資質向上と柔道の正しい普及発展を目的として開始した「指導者養成プロジェクト」は、「少年指導者」、「強化指導者」、「女性指導者」等の幅広い分野での講習会を実施するとともに、日本柔道の将来を見据え、長期的視野に基づいた指導者養成システムの構築について検討し、平成22年度までに「指導者資格制度」の概要をまとめ、平成23年度から導入した。

(2) 平成24年度は、「指導者資格制度」に関連した講習会・研修会を継続実施し、指導力の向上を図るとともに、「指導者資格制度」の平成25年度からの実施を目指し、本制度の円滑かつ充実した実施ができるよう、さらに具体的なシステムの検討を行う。

(3) 「安全指導プロジェクト特別委員会」と協力し、「安全指導」と「基本指導」を一体化した「柔道指導者講習会」を全国47都道府県で実施し、「公認指導者資格」取得を希望する者に受講を義務づけることとした。

(4) 「中学校武道必修化」に向けては、完全実施年として、さらに「授業づくり教本・DVD」の普及に努め、本教本を基本に日本武道館との共催である「全国柔道（教科）指導者研修会」や「授業法研究事業」を実施し、中学校教員の指導力向上に努めるとともに、外部指導者制度の構築を図り、都道府県単位での人材育成を推進する。

(5) 指導者が、柔道の歴史を正しく知り、嘉納師範の説いた柔道精神・教育思想への理解を深めるとともに、指導者として備えるべき基本的な知識を身につけるべく、指導者必携の「教本」の作成を行う。

9. - 2 安全指導プロジェクト特別委員会事業

(1) 平成24年4月から、「中学校における武道必修化」が完全実施される。多くの学校で柔道を選択することが予想され、安全指導の一層の徹底が求められる。一方、本プロジェクト開始から3年目、都道府県柔道連盟や現場の指導者等の懸命な努力にもかかわらず、“事故ゼロ”は達成できていない。総合的な角度・視点から、目的達成への取り組みを実行する。

(2) 平成24年度も、①将来を見据えた組織的・計画的な取り組み、②今できること、しなければならないことの洗い出しと着実な実践を同時並行しながら継続して行う。

(3) 各部会の活動を中心に、各都道府県に設置されている「安全指導委員会」などの担当部署との連携も取りながら、安全指導の徹底を図る。

(4) 指導者資格付与制度の本格的な実施を控え、「指導者養成プロジェクト特別委員会」との

連携もとりながら、諸事業を展開する。

- (5) 平成23年7月から、都道府県指導者講習会における「安全指導」講習の講師として医科学委員会の協力により医科学委員の方々を派遣しているが、本年度も引き続きお願いする。

9. - 3 少年競技者育成プログラム特別委員会関係事業

- (1) 平成9年より福岡をモデルケースとして構築してきた競技者育成プログラムを基にし、全国10ブロックにおいて、若年層の競技者の発掘、育成を目的に、小中学生を対象とした強化選手の指名、合宿を実施している。引き続き、全国で統一した基本指導ができる体制を推進していく。

- (2) 地区によっては中学生を含めた事業にも着手できるよう、働きかけを行なっていく。
また、強化委員会と連携し、地区から推薦された優秀な選手（小学生）を全日本カデ強化合宿に参加させる。

9. - 4 形特別委員会関係事業

- (1) 強化事業については、2009年から毎年開催されている世界形選手権大会ならびに昨年より開催されているアジア形選手権大会では、いずれも全種目（5種目）で金メダルを獲得している。今後とも世界で勝ち抜くためのレベルを維持するために、以下の事業を行っていく。

①世界の形レベルも上がっており、強化組・指定組を中心に形強化合宿などを通じて、各形の強化を行っていく。

②世界形選手権大会およびアジア形選手権大会へ全種目制覇を目指し、選手団を派遣する。

- (2) 普及事業については、国内での審査員制度を確立、整備し、審査員試験等を行なっていく。
(国際) 審査員に関しては、形セミナー、コンチネンタル試験、インターナショナル試験に受験者を派遣する。

- (3) 小俣 IJF 形委員を中心に国際形大会における審査規定や大会運営を確立していく、JUA や IJF と今まで以上に協議を行い形の推進を進めていく。

9. - 5 試合審判規定検討特別委員会関係事業

- (1) 柔道試合における試合審判規定が本来どうあるべきかを、2年間に亘り3つの分科会で検討してきた。それらを平成24年度第1回理事会・評議員会（6月）にて報告できるよう最終検討を行う。

- (2) 検討してきた中で、IJF へ提言しなければならない課題については、映像資料も用いてロンドンオリンピック後の試合審判規定の改正に間に合うよう早急に詰めていく。

- (3) また、柔道の本質的な課題については、中長期的に検討し、講道館柔道の本質である教育面を前提におきながら、現代の競技性・安全部面を考慮し、講道館柔道試合審判規定の改正も視野に入れながら検討していく。

9. - 6 アンチ・ドーピング委員会関係事業

- JADA（財団法人日本アンチ・ドーピング機構）の指導の下、ドーピング・コントロール部会メンバーにより、競技会でのドーピング検査を実施するとともに、アンチ・ドーピングに啓発活動を推進する。

以上